



令和3年度障害福祉サービス等 報酬改訂の概要

2021年2月5日発行

厚生労働省が2月4日に開催した第24回障害福祉サービス等報酬改定検討チームで、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改訂の概要」が取りまとめられました。

主な改訂内容として、大きく6つの課題に対応した改訂内容(3頁上段参照)が示され、1つ目の「障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等」の中で、計画相談支援については、

- ①基本報酬の充実
- ②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価
- ③事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

の3つのことが記載されています。(3頁下段参照)

①**基本報酬の充実**では、これまでの特定事業所加算Ⅱ～Ⅳの算定要件を満たす場合は、特定事業所加算分の報酬単価を基本報酬に組み込む。特定事業所加算Ⅳよりも要件を緩和した新たな基本報酬の設定、また、小規模事業所については基本報酬を現行より引き上げ。更に、これまでは特定事業所加算Ⅰの算定要件だった、常勤専従の主任相談支援専門員配置は、全ての基本報酬区分で加算を認める等という内容です。

②**従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価**では、利用計画案交付前(一定の期間を要する等の場合)の面接による初回加算の充実と、モニタリング月以外の面接や会議による集中支援加算の新設等、従来は基本相談として報酬上の評価がされなかった業務の一部を報酬算定の対象とするという内容です。

③**事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定**については、利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底とあわせて、モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示等を、国から行う等という内容です。

4つ目の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進」の中では、地域移行支援等の報酬改訂が記載されています。(4頁上段参照)

地域移行支援について、これまでは2段階だった基本報酬について、前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること等の要件を満たす場合の新たな基本報酬が設定され3段階とする。他にも、入院後1年以内で退院する場合には、退院・退所加算への上乗せを行う等という内容です。

また、ピアサポートの専門性の評価として、計画相談支援や地域移行支援、地域定着支援等で、ピアサポート体制加算が新設され、この加算については、精神障害に限らず、身体障害や知的障害においても同様に評価することとされています。

2頁には、計画相談支援と地域移行支援の、令和3年度からの報酬算定構造を掲載しています。その他の資料は、下記の厚生労働省ホームページからご確認いただけます。なお、正式な報酬告示の改正や留意事項通知の発出は、3月になる見込みです。

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syugai_446935_00001.html

今回の資料掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html

○計画相談支援給付費

基本部分		注 居宅介護支援費 重複減算Ⅰ	注 居宅介護支援費 重複減算Ⅱ	注 介護予防支援費 重複減算	注 特別地域加算
イ サービス利用支援費	(1)機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) (1月につき1,664単位) (2)機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) (1月につき1,764単位) (3)機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) (1月につき1,672単位) (4)機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) (1月につき1,622単位) (5)サービス利用支援費(Ⅰ) (1月につき1,522単位) (6)サービス利用支援費(Ⅱ) (1月につき732単位)	-572単位 -572単位 -572単位 -572単位 -572単位 -572単位	-881単位 -881単位 -881単位 -881単位 -881単位 -92単位		+15/100
ロ 継続サービス利用支援費	(1)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) (1月につき1,613単位) (2)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) (1月につき1,513単位) (3)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) (1月につき1,410単位) (4)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) (1月につき1,360単位) (5)継続サービス利用支援費(Ⅰ) (1月につき1,260単位) (6)継続サービス利用支援費(Ⅱ) (1月につき606単位)	-623単位 -623単位 -623単位 -623単位 -623単位 -278単位	-932単位 -932単位 -932単位 -932単位 -932単位 -16単位	-16単位 -16単位 -16単位 -16単位 -16単位	
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)			
初回加算		(1月につき300単位を加算)			
注 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画書の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定					
主任相談支援専門員配置加算		(1月につき100単位を加算)			
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき200単位を加算) ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき100単位を加算)				
退院・退所加算(3回を限度)		(1回につき200単位を加算)			
注 初回加算と選択することし、併給不可					
居宅介護支援事業所等連携加算(訪問、会議参加、情報提供それぞれ月1回を限度)		(情報提供以外:1月につき300単位を加算) (情報提供:1月につき100単位を加算)			
注1 基本報酬算定月は算定不可 注2 初回加算との併給不可					
医療・保育・教育機関等連携加算		(1月につき100単位を加算)			
注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可					
集中支援加算(訪問、会議開催、会議参加それぞれ月1回を限度)		(1月につき300単位を加算)			
注1 基本報酬算定月は算定不可 注2 会議参加については入院時情報連携加算(Ⅰ)及び退院・退所加算と選択することし、併給不可					
サービス担当者会議実施加算		(1月につき100単位を加算)			
サービス提供時モニタリング加算		(1月につき100単位を加算)			
行動障害支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
要医療児者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
精神障害者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)			
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		(1回につき700単位を加算)			
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		(1回につき2,000単位を加算)			

○地域相談支援給付費(地域移行支援)

基本部分		注 特別地域加算
地域移行支援サービス費	イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ) (1月につき3,504単位) ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ) (1月につき3,062単位) ハ 地域移行支援サービス費(Ⅲ) (1月につき2,349単位)	+15/100
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。		
初回加算		(1月につき500単位を加算)
集中支援加算		(1月につき500単位を加算)
退院・退所加算		(1月につき2,700単位を加算)
注 入院期間が3月以上1年未満の場合 +500単位		
障害福祉サービスの体験利用加算	イ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
体験宿泊加算	イ 体験宿泊加算(Ⅰ) (1日につき300単位を加算) ロ 体験宿泊加算(Ⅱ) (1日につき700単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)
居住支援連携体制加算		(1月につき35単位を加算)
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)		(1回につき500単位を加算)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%（令和3年9月までの間）

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
 - ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
 - ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - ・ 基本報酬の充実
 - ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
 - ・ 一般就労への移行の更なる評価等
 - ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
 - ・ 基本報酬の充実
 - ・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
 - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設
 - ・ 看護職員加算加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・ 基本報酬区分の見直し
 - ・ より手厚い支援を評価する加算の創設（(3)も同様）
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
 - ・ 人員配置基準の見直し
 - ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
 - ・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
 - ・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
 - ・ 虐待防止委員会の設置
 - ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - ・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - ・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止
 - ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用（再掲）
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続（就労継続支援A型、放課後等デイサービス）

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

①基本報酬の充実（単位数の引き上げと加算の組み込み）

- Ⅰ 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- Ⅱ 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務手続負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組み込み**
- Ⅲ 常勤専従職員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

[令和3年改定後の段階別基本報酬単価]				
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上		1,464単位	1,864単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上		1,462単位	1,764単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,462単位		1,672単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,522単位	1,622単位
機能強化なし				1,522単位
継続サービス利用支援費				
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	継続サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上		1,213単位	1,613単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上		1,211単位	1,513単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,211単位		1,410単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,260単位	1,360単位
機能強化なし				1,260単位

- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする
（地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所の協働である場合。）



- 全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価(100単位)

②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う

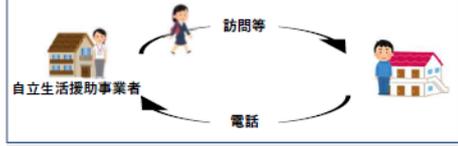
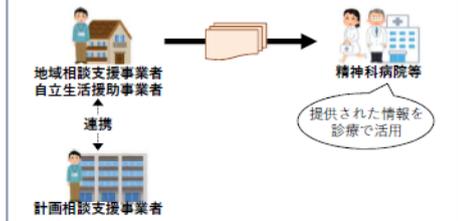
支給決定前	障害福祉サービス利用期間中 ※モニタリング対象月以外	サービス終了前後
【初回加算の拡充】	【集中支援加算の新設】	【居宅介護支援事業所等連携加算の拡充】
・ 利用開始前に、居宅等を訪問し、月2回以上の面接	①居宅等を訪問し、月2回以上の面接 ②サービス担当者会議の開催 ③他機関の主催する会議へ参加	①居宅等を訪問し、月2回以上の面接 ②他機関の主催する会議へ参加 ③他機関への書面による情報提供
要件を満たした月につき、300単位/月を追加	面接、会議開催、会議参加について 各300単位	300単位
		※書面による情報提供は100単位

③事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の挙証書類については基準省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画））等に記載・保管することで可とする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
 - ・ 利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
 - ・ モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示 等

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

○ 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、当該ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

夜間の緊急対応・電話相談の評価	地域移行実績の更なる評価	可能な限り早期の地域移行支援												
<p>○ 自立生活援助事業者が緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等又は電話による相談援助を行った場合を評価。</p> <p>利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援の場合 (新) イ 緊急時支援加算 (I) 711単位/日</p> <p>電話による相談支援を行った場合 (新) ロ 緊急時支援加算 (II) 94単位/日</p> 	<p>○ 障害者の地域移行を更に促進するため、地域移行支援事業者における地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。</p> <p>地域移行支援サービス費</p> <table border="1" data-bbox="582 459 1005 593"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(I)</td> <td>3,059単位/月</td> <td>(新)3,504単位/月</td> </tr> <tr> <td>(II)</td> <td>2,347単位/月</td> <td>3,062単位/月</td> </tr> <tr> <td>(III)</td> <td></td> <td>2,349単位/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)地域移行支援サービス費 (I) は前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること等の要件を満たすこと。</p>		現行	改定後	(I)	3,059単位/月	(新)3,504単位/月	(II)	2,347単位/月	3,062単位/月	(III)		2,349単位/月	<p>○ 可能な限り早期の地域移行支援を推進するため、入院後1年未満で退院する場合に退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価。</p> <p>(見直し後) 退院・退所月加算 2,700単位/月 (1年未満で退院する場合) +500単位/月</p> 
	現行	改定後												
(I)	3,059単位/月	(新)3,504単位/月												
(II)	2,347単位/月	3,062単位/月												
(III)		2,349単位/月												
<p>精神保健医療と福祉の連携の促進</p> <p>○ あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供することを評価。</p> <p>(新) 日常生活支援情報提供加算 100単位/回 (月に1回を限度)</p> 	<p>居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進</p> <p>○ 地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価。</p> <p>(新) 居住支援連携体制加算 35単位/月</p>  <p>○ 住居の確保及び居住支援に係る課題を報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。</p> <p>(新) 地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回 (月に1回を限度)</p> 	<p>ピアサポートの専門性の評価</p> <p>○ ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で評価。</p> <p>(新) ピアサポート体制加算 100単位/月</p> <p>(※1) 計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援で算定可能。 (※2) 就労継続支援B型についても、基本報酬の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのサポートの活躍を別途評価。 (※3) 身体障害、知的障害においても同様に評価。</p> 												

障害福祉サービス等報酬改訂検討チーム 『令和3年度障害福祉サービス等報酬改訂における主な改訂内容 令和3年2月4日』より抜粋

編集後記

今回は、前回21号に引き続き、令和3年度障害福祉サービス等報酬改訂より、相談支援事業に関する内容を掲載いたしました。この後の、報酬告示改正や、留意事項通知の発行についても、引き続き当所からの情報発信ができればと思っています。

さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール



〒064-0808

札幌市中央区南8条西2丁目 市民活動フラザ星園 302号

TEL:011-213-0171 FAX:011-213-0172

E-mail: sapporo@one-all.net URL: one-all.net